

玉名市景観計画 新旧対照表 (案)

				本資料 ページ
1	玉名市景観計画の目的と位置づけ	1-1	目的	-
2	現況	1-2	計画の位置づけ	-
		2-1	人口と高齢化	-
		2-2	歴史	-
		2-3	地勢	-
		2-4	土地利用状況	-
3	景観特性	2-5	文化財	-
		3-1	面的・線的特性	-
		3-2	線的・点的特性	-
		3-3	景観構造 (断面特性)	-
		3-4	景観特性 (伝統・行事)	-
		3-5	景観まちづくり活動	-
4	景観に係る課題整理	3-6	玉名市を代表する景観(玉名らしい景観特性)	-
		4-1	景観課題に関する基本的考え方	-
5	景観の将来像と基本方針	4-2	景観課題	-
		5-1	景観の将来像	-
6	景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)	5-2	景観形成の基本方針	-
		-	-	-
7	景観形成方針	-	-	-
		7-1	景観形成方針の考え方	1
		7-2	景観形成方針の内容	4

資料掲載範囲

資料掲載範囲				本資料 ページ
8	玉名市における景観形成	8-1	景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区	20
		8-2	地区区分	22
		8-3	地区別の景観形成	23
			8-3-1 一般地区	23
			8-3-2 景観形成準備地区	28
			8-3-3 景観形成推進地区	34
			・高瀬・裏川地区	34
			・新玉名駅周辺地区	40
			・山田日吉神社周辺地区	45
			・石貫安世寺地区	51
			・大浜地区	56
			・伊倉地区	58
		8-3-4 特定施設届出地区	60	
8-3-5 眺望景観保全地区	65			
9	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	9-1	景観重要建造物の指定の方針	-
		9-2	景観重要樹木の指定の方針	-
10	屋外広告物に関する基本方針	-	-	-
11	アクションプラン(協働の景観づくり)	11-1	アクションプランの考え方	-
		11-2	アクションプランの内容	-

旧：【現行】玉名市景観計画	新：【変更案】玉名市景観計画	
<p>7. 景観形成方針</p> <p>7-1 景観形成方針の考え方</p> <p>市全体の“景観課題”と“景観の将来像”を踏まえ、「景観形成方針」を設定します。</p> <p>景観形成方針を設定するにあたって、市の成り立ちや景観の構成状況を踏まえると「山の恵みとともに育まれた暮らし」の景観と「菊池川とともに発展した暮らし」の景観に大別できます。</p> <p>それぞれを実情に合わせて“山の恵みとともに育まれた暮らし”では、「山林・集落景観ゾーン」「みかん畑・集落ゾーン」に分け、また、“菊池川とともに発展した暮らし”では、「菊池川流域景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「干拓景観ゾーン」に分けて景観形成方針を整理しています。</p> <p>それらの景観づくりに合わせて、各景観ゾーンの総合的な眺めとして、「景観をつなぎ魅せる場所」である、「幹線道路景観ゾーン」と「眺望点」に関する方針を定めています。</p> <p>また、本市の風土や信仰から生まれた文化的行事やイベント（非日常の景観）も、方針として整理しています。</p>	<p>7. 景観形成方針</p> <p>7-1 景観形成方針の考え方</p> <p>市全体の“景観課題”と“景観の将来像”を踏まえ、「景観形成方針」を設定します。</p> <p>景観形成方針を設定するにあたって、市の成り立ちや景観の構成状況を踏まえると「山の恵みとともに育まれた暮らし」の景観と「菊池川とともに発展した暮らし」の景観に大別できます。</p> <p>それぞれを実情に合わせて“山の恵みとともに育まれた暮らし”では、「山林・集落景観ゾーン」「みかん畑・集落ゾーン」に分け、また、“菊池川とともに発展した暮らし”では、「菊池川流域景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「干拓景観ゾーン」に分けて景観形成方針を整理しています。</p> <p>それらの景観づくりに合わせて、各景観ゾーンの総合的な眺めとして、「景観をつなぎ魅せる場所」である、「幹線道路景観ゾーン」と「眺望点」に関する方針を定めています。</p> <p>また、本市の風土や信仰から生まれた文化的行事やイベント（非日常の景観）も、方針として整理しています。</p>	

7. 景観形成方針 7-1 景観形成方針の考え方

[景観形成方針の大分類]		[景観形成方針の大分類]	
<p style="text-align: center;">山の恵みとともに育まれた暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には広く分布する阿蘇の灰石(阿蘇溶結凝灰岩)は、古くから古墳や横穴、石橋や石垣などに使われてきました。 ● 小岱山の麓では、豊かな水田が広がり、集落がつくられ、人々の暮らしが営まれてきました。 ● 一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん畑が広く分布し、みかん栽培を生業としている農村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみかん畑の風景を愛しており、草枕でも描写されています。 ● こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生まれ、魅力的な景観が形づくられてきました。 	<p style="text-align: center;">菊池川とともに発展した暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 菊池川は玉名市を南北に貫き、市全体に恵みを与えてきました。 ● 重要な港であった高瀬には、藩の米蔵が置かれ、経済の中心として発展しました。 ● 海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町があります。 ● かつて立願寺温泉と呼ばれ、1300年もの歴史を持つ玉名温泉街がつくられました。 ● 田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな農業が営まれてきました。また、干拓地では、石づくりの堤防や樋門等の土木施設がつくられ、豊かな農地が築造されたことで、本市の産業を支えてきました。 ● このように、菊池川は加藤清正の時代から治水事業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在の景観が形づくられてきました。 	<p style="text-align: center;">山の恵みとともに育まれた暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には広く分布する阿蘇の灰石(阿蘇溶結凝灰岩)は、古くから古墳や横穴、石橋や石垣などに使われてきました。 ● 小岱山の麓では、豊かな水田が広がり、集落がつくられ、人々の暮らしが営まれてきました。 ● 一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん畑が広く分布し、みかん栽培を生業としている農村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみかん畑の風景を愛しており、草枕でも描写されています。 ● こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生まれ、魅力的な景観が形づくられてきました。 	<p style="text-align: center;">菊池川とともに発展した暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 菊池川は玉名市を南北に貫き、市全体に恵みを与えてきました。 ● 重要な港であった高瀬には、藩の米蔵が置かれ、経済の中心として発展しました。 ● 海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町があります。 ● かつて立願寺温泉と呼ばれ、1300年もの歴史を持つ玉名温泉街がつくられました。 ● 田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな農業が営まれてきました。また、干拓地では、石づくりの堤防や樋門等の土木施設がつくられ、豊かな農地が築造されたことで、本市の産業を支えてきました。 ● このように、菊池川は加藤清正の時代から治水事業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在の景観が形づくられてきました。
<p style="text-align: center;">景観をつなぎ見せる場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつなぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基盤です。多くの人が道路沿道の連続的な景観を見ることができます。 ● 有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を見ることができ、雄大な景観を見せています。 	<p style="text-align: center;">玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の自然や風土、人々の営みや信仰等から生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承されています。 ● 伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。 	<p style="text-align: center;">景観をつなぎ見せる場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつなぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基盤です。多くの人が道路沿道の連続的な景観を見ることができます。 ● 有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を見ることができ、雄大な景観を見せています。 	<p style="text-align: center;">玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の自然や風土、人々の営みや信仰等から生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承されています。 ● 伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。

【景観形成方針図】



【景観形成方針図】



7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

7-2 景観形成方針の内容

山の恵みとともに育まれた暮らし

山林・集落景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ・本市北部には小岱山、東部には木葉山、東南部では熊ノ岳・三ノ岳、玉名平野には横島山が位置しています。
- ・これらの山々は、本市の周りを取り囲み、豊かな濃い緑を見せ、玉名平野の背景となっています。
- ・山々の恩恵により今日の豊かな生活や文化が生まれ、豊かな緑は、憩いや安らぎを与えており、登山やレクリエーションなどで市民から親しまれています。
- ・石貫穴観音横穴を守る石貫安世寺地区など、魅力的な集落景観が所々に見られます。
- ・繁根木川は、玉名地域を縦に分かつ菊池川の支流であり、昔から市民に親しまれてきた川です。



小岱山

熊ノ岳・三ノ岳

木葉山



石貫安世寺地区

繁根木川

■景観形成方針

玉名を取り囲む緑豊かな山々と文化を魅せる景観づくり

- ・山林・河川をはじめとした、豊かな自然資源や生態系を保全します。

7-2 景観形成方針の内容

山の恵みとともに育まれた暮らし

山林・集落景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ・本市北部には小岱山、東部には木葉山、東南部では熊ノ岳・三ノ岳、玉名平野には横島山が位置しています。
- ・これらの山々は、本市の周りを取り囲み、豊かな濃い緑を見せ、玉名平野の背景となっています。
- ・山々の恩恵により今日の豊かな生活や文化が生まれ、豊かな緑は、憩いや安らぎを与えており、登山やレクリエーションなどで市民から親しまれています。
- ・石貫穴観音横穴を守る石貫安世寺地区など、魅力的な集落景観が所々に見られます。
- ・繁根木川は、玉名地域を縦に分かつ菊池川の支流であり、昔から市民に親しまれてきた川です。



小岱山

熊ノ岳・三ノ岳

木葉山



石貫安世寺地区

繁根木川

■景観形成方針

玉名を取り囲む緑豊かな山々と文化を魅せる景観づくり

- ・山林・河川をはじめとした、豊かな自然資源や生態系を保全します。

玉名市景観計画 新旧対照表

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・山林・河川景観に配慮しつつ自然資源を活かし、ふれあうことができる環境をつくります。 ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は、山林・河川景観との調和に配慮します。 ・集落では、集落それぞれの特徴を活かし、地域特有の歴史を継承する景観づくりを行います。また、農業の振興や担い手の確保、農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。 <p>みかん畑・集落ゾーン</p> <p>■ゾーンの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天水地域における熊ノ岳、三ノ岳のなだらかな丘陵地帯に、広大な果樹園（みかん畑など）景観が広がっています。 ・全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地となっています。 ・みかん畑には、石垣が築造されている場所もあり、特徴的な景観となっています。 ・みかん農村集落（赤仁田地区：熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区：熊本県農村景観コンクール農村景観大賞）の魅力的な集落景観が所々に見られます。また、天水地域は、「田園空間博物館（農林水産省）」に位置づけられています。 ・小天は、夏目漱石が愛した地とされ、小説「草枕」にみかん畑が描写されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林・河川景観に配慮しつつ自然資源を活かし、ふれあうことができる環境をつくります。 ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は、山林・河川景観との調和に配慮します。 ・集落では、集落それぞれの特徴を活かし、地域特有の歴史を継承する景観づくりを行います。また、農業の振興や担い手の確保、農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。 <p>みかん畑・集落ゾーン</p> <p>■ゾーンの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天水地域における熊ノ岳、三ノ岳のなだらかな丘陵地帯に、広大な果樹園（みかん畑など）景観が広がっています。 ・全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地となっています。 ・みかん畑には、石垣が築造されている場所もあり、特徴的な景観となっています。 ・みかん農村集落（赤仁田地区：熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区：熊本県農村景観コンクール農村景観大賞）の魅力的な集落景観が所々に見られます。また、天水地域は、「田園空間博物館（農林水産省）」に位置づけられています。 ・小天は、夏目漱石が愛した地とされ、小説「草枕」にみかん畑が描写されています。 	
---	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

>作中、「那古井の宿」として前田家別邸や「老隠居」として前田案山子も登場し、前田家に関わる資源が遺されています。

・オレンジロード（広域農道）では、道路の両側や遠景にみかん畑が広がる美しい景観となっています。



■景観形成方針

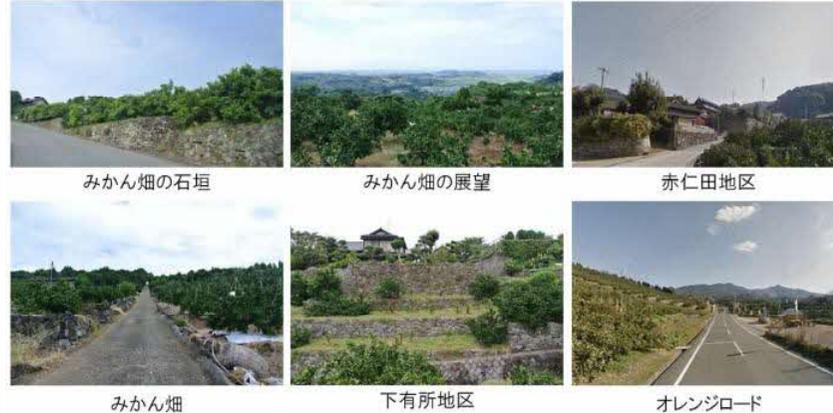
石垣となだらかな斜面に広がるみかん畑と集落を魅せる景観づくり

- ・果樹栽培の振興や担い手の確保に努め、美しい果樹園景観の維持に努めます。
- ・農機具や農業資材等の整理整頓や石垣の手入れなど、果樹園を美しく魅せる工夫を行います。
- ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は果樹園景観との調和に配慮します。
- ・郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

菊池川とともに発展した暮らし

>作中、「那古井の宿」として前田家別邸や「老隠居」として前田案山子も登場し、前田家に関わる資源が遺されています。

・オレンジロード（広域農道）では、道路の両側や遠景にみかん畑が広がる美しい景観となっています。



■景観形成方針

石垣となだらかな斜面に広がるみかん畑と集落を魅せる景観づくり

- ・果樹栽培の振興や担い手の確保に努め、美しい果樹園景観の維持に努めます。
- ・農機具や農業資材等の整理整頓や石垣の手入れなど、果樹園を美しく魅せる工夫を行います。
- ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は果樹園景観との調和に配慮します。
- ・郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

菊池川とともに発展した暮らし

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<p>菊池川流域景観ゾーン</p> <p>■ゾーンの特性（菊池川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市を北から南に縦断する菊池川は、迫力のある雄大な河川景観となっています。 ・菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を开花し、生活を支えてきた恵みの川であり、河川交通として唯一「歴史の道百選」に選ばれています。玉名市は菊池川から多くの恩恵を受けて発展してきました。 ・菊池川に沿って、堤防にハゼ並木が整備されている区間があり、秋にはきれいな赤色の葉を見せます。 ・高瀬裏川には、石垣や船着場など商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が今も数多く残っています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 菊池川 菊池川堤防のハゼ並木 高瀬裏川 </p> <p>■景観形成方針</p> <p>雄大な菊池川を魅せる美しい景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊池川の雄大さや美しさを引き立たせる堤防、河川敷の景観をつくります。 ・菊池川堤防のハゼ並木や雑草等の手入れを行い、美しい河川景観をつくりま <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い派手な橋りょうを避け、河川景観の調和に配慮します。 ・高瀬裏川から高瀬船着場跡においては、魅力的な歴史的資源が遺されており、市を代表する観光拠点であることから、特に配慮した景観づくりを行います。 <p>■ゾーンの特性（菊池川とともに発展したまちなみ）</p>	<p>菊池川流域景観ゾーン</p> <p>■ゾーンの特性（菊池川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市を北から南に縦断する菊池川は、迫力のある雄大な河川景観となっています。 ・菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を开花し、生活を支えてきた恵みの川であり、河川交通として唯一「歴史の道百選」に選ばれています。玉名市は菊池川から多くの恩恵を受けて発展してきました。 ・菊池川に沿って、堤防にハゼ並木が整備されている区間があり、秋にはきれいな赤色の葉を見せます。 ・高瀬裏川には、石垣や船着場など商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が今も数多く残っています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 菊池川 菊池川堤防のハゼ並木 高瀬裏川 </p> <p>■景観形成方針</p> <p>雄大な菊池川を魅せる美しい景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊池川の雄大さや美しさを引き立たせる堤防、河川敷の景観をつくります。 ・菊池川堤防のハゼ並木や雑草等の手入れを行い、美しい河川景観をつくりま <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い派手な橋りょうを避け、河川景観の調和に配慮します。 ・高瀬裏川から高瀬船着場跡においては、魅力的な歴史的資源が遺されており、市を代表する観光拠点であることから、特に配慮した景観づくりを行います。 <p>■ゾーンの特性（菊池川とともに発展したまちなみ）</p>	
---	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

- ・高瀬は、菊池川の恩恵を受け、早くから海外渡航や貿易拠点として重視されていた港で、熊本藩の米蔵と船着場がおかれ、商人のまちとしても栄えてきました。
- ・大浜、伊倉においても、港町の名残をとどめている風情のある歴史的な建築物が立地しているまちなみが見られます（大浜地区：菊池川水運と共に支えた港町、伊倉地区：中世の海外貿易拠点）。
- ・風情ある建築物や看板等が見られますが、景観に影響を与える建築物や屋外広告物の立地も見られます。



高瀬の町並み



大浜地区



伊倉地区

■景観形成方針

歩きたくなる居心地の良い景観づくり

- ・建築物や工作物のしつらえを工夫し、魅力があり居心地の良い空間となるまちなみ景観をつくります。
- ・高瀬エリアにおいては、魅力的で風情のある建築物が見られ、市を代表する観光拠点でもあることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ・屋外広告物は、まちなみの雰囲気や特徴を的確に把握し、景観に配慮して設置するよう努めます。
- ・集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

- ・高瀬は、菊池川の恩恵を受け、早くから海外渡航や貿易拠点として重視されていた港で、熊本藩の米蔵と船着場がおかれ、商人のまちとしても栄えてきました。
- ・大浜、伊倉においても、港町の名残をとどめている風情のある歴史的な建築物が立地しているまちなみが見られます（大浜地区：菊池川水運と共に支えた港町、伊倉地区：中世の海外貿易拠点）。
- ・風情ある建築物や看板等が見られますが、景観に影響を与える建築物や屋外広告物の立地も見られます。



高瀬の町並み



大浜地区



伊倉地区

■景観形成方針

歩きたくなる居心地の良い景観づくり

- ・建築物や工作物のしつらえを工夫し、魅力があり居心地の良い空間となるまちなみ景観をつくります。
- ・高瀬エリアにおいては、魅力的で風情のある建築物が見られ、市を代表する観光拠点でもあることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ・屋外広告物は、まちなみの雰囲気や特徴を的確に把握し、景観に配慮して設置するよう努めます。
- ・集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<p>市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)</p> <p>■ゾーンの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。 ・多種多様な屋外広告物が乱立しています。 ・県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格（道路基盤）が整備されており、色彩に配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。 ・寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。 >繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など >県立玉名高校の本館、前庭池、正門（登録文化財）など <div data-bbox="152 762 990 1204">  </div> <p>■景観形成方針</p> <p>まちなみに付加価値をつける景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。 	<p>市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)</p> <p>■ゾーンの特性 (住宅地景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。 (商業地景観に振り分け) (商業地景観に振り分け) <ul style="list-style-type: none"> ・寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。 >繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など >県立玉名高校の本館、前庭池、正門（登録文化財）など <div data-bbox="1019 762 1870 954" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>住宅地景観の写真（今後挿入）</p> </div> <p>■景観形成方針</p> <p>まちなみに付加価値をつける景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努め、外壁は極力シンプルな意匠のものとすることで、落ち着いた表情が出るようなものに努めます。 	
---	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。 ・市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。 ・玉名温泉街では、温泉街の雰囲気を醸し出す風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。 <p>■ゾーンの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。 ・多種多様な屋外広告物が乱立しています。 ・県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格（道路基盤）が整備されており、色彩に配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。 ・寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。 <ul style="list-style-type: none"> >繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など >県立玉名高校の本館、前庭池、正門（登録文化財）など 	<p>(商業地景観に振り分け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。 ・寺社仏閣等の歴史的資源を尊重し、これらの景観と調和した景観形成に努めます。 <p>(商業地景観に振り分け)</p> <p>■ゾーンの特性 (商業地景観)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉名駅前周辺では、交通利便性を活かしたマンション開発がみられ、駅前の特性に変化が見られます。今後も玄関口にふさわしい賑わいと風格ある景観の形成が期待されます。 ・玉名温泉街は、温泉旅館が立ち並び観光地としての景観形成の強化が期待されます。 <p>(住宅地景観に振り分け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぼり旗や横断幕など開発後に設置されたものも含め、多種多様な屋外広告物が乱立しています。 ・県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格（道路基盤）が整備されており、色彩に配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。 ・市役所周辺は、市民会館や歴史博物館等の公的施設が集積するエリアであるため、市の顔として、一体で調和のとれた景観形成が期待されます。 <p>(住宅地景観に振り分け)</p>	<p>玉名駅</p> <p>玉名温泉街</p> <p>新玉名駅</p>
--	--	-------------------------------------

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容



玉名温泉街

しらさぎの足湯

新玉名駅



駐車場での花植

色彩に配慮した店舗

玉名駅前

■景観形成方針

まちなみに付加価値をつける景観づくり

- ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。
- ・屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。
- ・市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。
- ・玉名温泉街では、温泉街の雰囲気や醸し出す風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。

田園景観ゾーン

■ゾーンの特性（田園）

- ・市域面積の5割弱が田園となっています。
- ・玉名平野では、遠方まで見通せる広大な田園景観が広がっています。



玉名温泉街

しらさぎの足湯

新玉名駅



駐車場での花植

色彩に配慮した店舗

玉名駅前

■景観形成方針

まちなみに付加価値をつける景観づくり

- ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。
- ・玉名駅、新玉名駅の駅前では、玄関口にふさわしい賑わいと風格ある景観形成に努めます。
- ・屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。
(住宅地景観に振り分け)
- ・玉名温泉街では、温泉街の雰囲気や醸し出す風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。

田園景観ゾーン

■ゾーンの特性（田園）

- ・市域面積の5割弱が田園となっています。
- ・玉名平野では、遠方まで見通せる広大な田園景観が広がっています。

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<p>・本市の東部の伊倉地域では、玉名平野の田園と異なり、斜面林に囲まれた田園景観となっています。</p> <p>・山田日吉神社では、見事な藤が育てられ、多くの人が魅了されています。また、神社からまっすぐ馬場と呼ばれる参道に沿って白山十二坊といわれる坊跡の区画に住宅が建ち並ぶ景観が見られます。</p> <div data-bbox="152 574 985 758">  </div> <div data-bbox="224 758 952 790"> <p>田園(玉名) 斜面林と田園(伊倉) 山田日吉神社の参道</p> </div> <p>■景観形成方針</p> <p>手が行き届いた、四季折々の美しい広大な田園と文化あるまちなみを魅せる景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興や担い手の確保に努めます。 ・農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。 ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。 <p>・郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。</p> <p>■ゾーンの特性（ため池など）</p>	<p>・本市の東部の伊倉地域では、玉名平野の田園と異なり、斜面林に囲まれた田園景観となっています。</p> <p>・山田日吉神社では、見事な藤が育てられ、多くの人が魅了されています。また、神社からまっすぐ馬場と呼ばれる参道に沿って白山十二坊といわれる坊跡の区画に住宅が建ち並ぶ景観が見られます。</p> <p>・周辺の田園風景と調和した住宅地景観が形成されており、沿道は生垣等により緑化されている宅地が立ち並んでいます。</p> <div data-bbox="1021 574 1854 758">  </div> <div data-bbox="1097 758 1825 790"> <p>田園(玉名) 斜面林と田園(伊倉) 山田日吉神社の参道</p> </div> <p>■景観形成方針</p> <p>手が行き届いた、四季折々の美しい広大な田園と文化あるまちなみを魅せる景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興や担い手の確保に努めます。 ・農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。 ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺環境に馴染む落ち着いたものとするこ とで田園景観との調和に配慮します。 ・屋外広告物は、必要最小限の掲出数、規模とし、色彩についても田園景観との調和に配慮します。 <p>・郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。</p> <p>■ゾーンの特性（ため池など）</p>	
--	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

- ・農業用水確保のため、各所にため池がつけられました。
- ・浮田池は、農業の水不足の解消と灌漑(かんがい)区域の拡大に向けて築造され、山林に囲まれた景観となっています。
- ・尾田の丸池は、清流尾田川の水源として熊本名水百選にも選ばれており、わき水は農業用水として利用され、周辺住民に親しまれています。複数ある湧水地をつなぐように九十九曲がりと呼ばれる複雑な流れ方をしている独特な景観となっています。



浮田池

尾田の丸池

九十九曲がり

出典：国土地理院ウェブサイト
〔地図・空中写真閲覧サービス〕

■景観形成方針

水源や水質、豊かな生態系を保全し、水に親しむ景観づくり

- ・ため池の周辺では、雑草の除去や工作物、屋外広告物等の配慮など、居心地を高める工夫をします。
- ・浮田池では、山林に囲まれた豊かな緑を活かして、水源の確保や水質の向上とともに、水に親しむ景観づくりに努めます。
- ・尾田の丸池では、水源や水質を保全しつつ、九十九曲がりの川の流れや人々が水にふれあい親しむ景観づくりを図ります。

干拓景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ・江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 ヶ所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は加藤清正の時代から、最も新しい干拓地

- ・農業用水確保のため、各所にため池がつけられました。
- ・浮田池は、農業の水不足の解消と灌漑(かんがい)区域の拡大に向けて築造され、山林に囲まれた景観となっています。
- ・尾田の丸池は、清流尾田川の水源として熊本名水百選にも選ばれており、わき水は農業用水として利用され、周辺住民に親しまれています。複数ある湧水地をつなぐように九十九曲がりと呼ばれる複雑な流れ方をしている独特な景観となっています。



浮田池

尾田の丸池

九十九曲がり

出典：国土地理院ウェブサイト
〔地図・空中写真閲覧サービス〕

■景観形成方針

水源や水質、豊かな生態系を保全し、水に親しむ景観づくり

- ・ため池の周辺では、雑草の除去や工作物、屋外広告物等の配慮など、居心地を高める工夫をします。
- ・浮田池では、山林に囲まれた豊かな緑を活かして、水源の確保や水質の向上とともに、水に親しむ景観づくりに努めます。
- ・尾田の丸池では、水源や水質を保全しつつ、九十九曲がりの川の流れや人々が水にふれあい親しむ景観づくりを図ります。

干拓景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ・江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 ヶ所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は加藤清正の時代から、最も新しい干拓地は

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

は昭和42年（1967年）であり、約330年かけて築造されました。

- ・市南部の干拓エリアでは、田畑とハウス栽培を中心とした農業が営まれており、広大な田園景観が広がっています。
- ・電照されたビニールハウスは、幻想的な景観となっています。
- ・横島・大浜地区では、干拓の歴史を物語る重要文化財「旧玉名干拓施設」が築造されており、干拓地としての独特な景観となっています。
- ・港いこいパークでは、甲辰川の兩岸に親水空間が整備されており、レクリエーションや憩いの場として使われています。



干拓地の田園



田園(ハウス)



干拓施設(堤防)



港いこいパーク



横島山

■景観形成方針

干拓の歴史と田園を魅せる景観づくり

- ・農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ・農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ・建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。

昭和42年（1967年）であり、約330年かけて築造されました。

- ・市南部の干拓エリアでは、田畑とハウス栽培を中心とした農業が営まれており、広大な田園景観が広がっています。
- ・電照されたビニールハウスは、幻想的な景観となっています。
- ・横島・大浜地区では、干拓の歴史を物語る重要文化財「旧玉名干拓施設」が築造されており、干拓地としての独特な景観となっています。
- ・港いこいパークでは、甲辰川の兩岸に親水空間が整備されており、レクリエーションや憩いの場として使われています。



干拓地の田園



田園(ハウス)



干拓施設(堤防)



港いこいパーク



横島山

■景観形成方針

干拓の歴史と田園を魅せる景観づくり

- ・農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ・農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ・建築物や工作物の形状や色彩は、周辺環境に馴染む落ち着いたものとする
ことで田園景観との調和に配慮します。

玉名市景観計画 新旧対照表

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<p>・干拓施設を適切に管理し、田園景観と一体で魅せる景観づくりに努めます。</p>	<p>・屋外広告物は、必要最小限の掲出数、規模とし、色彩についても田園景観との調和に配慮します。</p> <p>・干拓施設を適切に管理し、田園景観と一体で魅せる景観づくりに努めます。</p>	
--	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

景観をつなぎ魅せる場所

幹線道路景観ゾーン

■ゾーンの特性

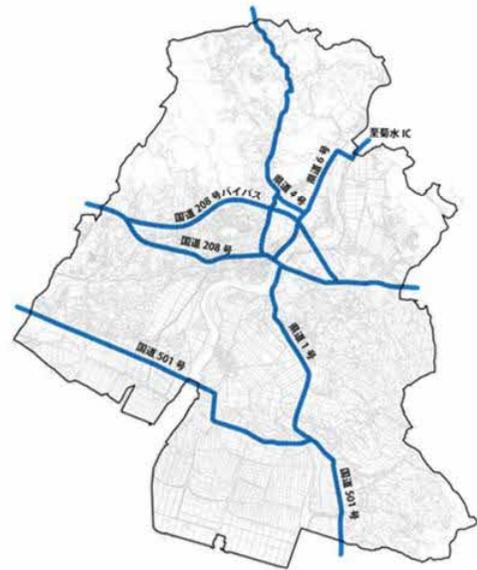
- ・国道 208 号では、店舗が沿道に立地していますが、まちなみ景観に影響を与える高彩度の色彩を持つ建築物や屋外広告物の乱立が見られます。
- ・国道 208 号バイパスや国道 501 号、県道 1 号、県道 6 号は田園景観の中を横断しており、沿道に店舗や屋外広告物の立地は比較的少ない状況です。なかには、並木が整理されている区間があり、田園景観と調和したきれいな道路景観が整備されています。



国道 208 号

国道 208 号バイパス

国道 501 号



県道 1 号



県道 4 号

景観をつなぎ魅せる場所

幹線道路景観ゾーン

■ゾーンの特性

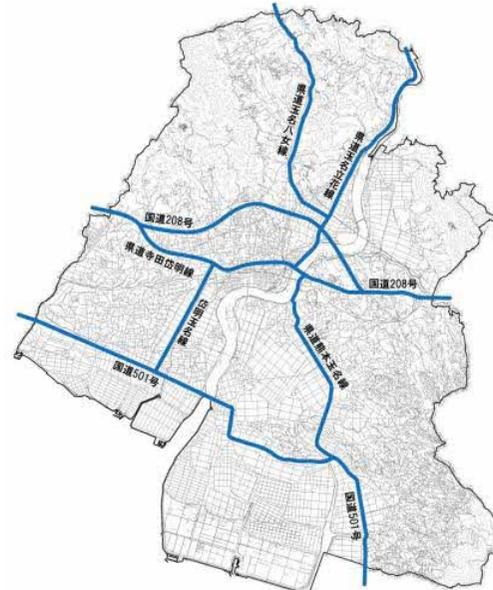
- ・**県道寺田岱明線**では、店舗が沿道に立地していますが、まちなみ景観に影響を与える高彩度の色彩を持つ建築物や屋外広告物の乱立が見られます。
- ・**国道 208 号**や**国道 501 号**、**県道 1 号**、**県道 6 号**、**岱明玉名線**は田園景観の中を横断しており、沿道に店舗や屋外広告物の立地は比較的少ない状況です。なかには、並木が整理されている区間があり、田園景観と調和したきれいな道路景観が整備されています。



県道寺田岱明線

国道 208 号

国道 501 号



県道 1 号



県道 4 号

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

<p>■景観形成方針</p> <p>【中心部（用途地域内）】にぎわいと品格ある沿道景観づくり</p> <p>【中心部以外】田園と調和した景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部（国道 208 号、県道 4 号）の幹線道路では、本市の中心部としてのにぎわいをつくりつつ、建築物や工作物、屋外広告物の色彩、形状等の品格の高い沿道景観をつくります。 ・中心部以外の幹線道路では、山林や田園の景観と調和した並木や花植え、屋外広告物の景観への配慮など、美しい道路景観づくりに努めます。 <p>眺望点</p> <p>■眺望点の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉名平野や菊池川を見下ろし、雲仙普賢岳まで見渡せる俯瞰景（高い所から見下ろす景）の眺望点が各所にあります。特に、実山展望公園からは、眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻です。 ・一方、玉名平野から小岱山や熊ノ岳、三ノ岳、木の葉山の美しい稜線を見渡せる仰瞰景（低い所から見上げる景）の眺望点が各所に見られます。また、干拓施設を見通せる眺望点も特徴的です。 ・天水地域では、夏目漱石が描いた「わが墓」のモデルとなった眺望点があります。 ・熊本県北唯一の海水浴場である鍋松原海岸が整備され、白浜と松原が美しい景観をつくっています。近景は白浜と松原、中景は干潟と海苔の養殖の様子、遠景は雲仙普賢岳が見え、壮大な景観となっています。夏になると、大勢の海水浴客によりにぎわいを見せます。 ・九州新幹線新玉名駅からは、周辺の田園景観が遠景まで見渡せます。また、短時間ではありますが、新幹線の車窓からも玉名の景観を見ることができます。JR 鹿児島本線からも、市街地や田園風景が車窓から見られます。 	<p>■景観形成方針</p> <p>【中心部（用途地域内）】にぎわいと品格ある沿道景観づくり</p> <p>【中心部以外】田園と調和した景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部（県道寺田岱明線、県道 4 号）の幹線道路では、本市の中心部としてのにぎわいをつくりつつ、建築物や工作物、屋外広告物の色彩、形状等の品格の高い沿道景観をつくります。 ・中心部以外の幹線道路では、山林や田園の景観と調和した並木や花植え、屋外広告物の景観への配慮など、美しい道路景観づくりに努めます。 <p>眺望点</p> <p>■眺望点の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉名平野や菊池川を見下ろし、雲仙普賢岳まで見渡せる俯瞰景（高い所から見下ろす景）の眺望点が各所にあります。特に、実山展望公園からは、眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻です。 ・一方、玉名平野から小岱山や熊ノ岳、三ノ岳、木の葉山の美しい稜線を見渡せる仰瞰景（低い所から見上げる景）の眺望点が各所に見られます。また、干拓施設を見通せる眺望点も特徴的です。 ・天水地域では、夏目漱石が描いた「わが墓」のモデルとなった眺望点があります。 ・熊本県北唯一の海水浴場である鍋松原海岸が整備され、白浜と松原が美しい景観をつくっています。近景は白浜と松原、中景は干潟と海苔の養殖の様子、遠景は雲仙普賢岳が見え、壮大な景観となっています。夏になると、大勢の海水浴客によりにぎわいを見せます。 ・九州新幹線新玉名駅からは、周辺の田園景観が遠景まで見渡せます。また、短時間ではありますが、新幹線の車窓からも玉名の景観を見ることができます。JR 鹿児島本線からも、市街地や田園風景が車窓から見られます。 	
---	---	--

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

 <p>実山展望公園からの眺望</p> <p>干拓施設の眺望</p> <p>玉名平野からの山並みの眺望</p>  <p>漱石画「わが墓」のモデルとなった眺望</p> <p>有明海・白浜・松原の眺望</p> <p>有明海と漁場、干潟の眺望</p>  <p>新玉名駅舎からの眺望</p> <p>日嶽</p>	 <p>実山展望公園からの眺望</p> <p>干拓施設の眺望</p> <p>玉名平野からの山並みの眺望</p>  <p>漱石画「わが墓」のモデルとなった眺望</p> <p>有明海・白浜・松原の眺望</p> <p>有明海と漁場、干潟の眺望</p>  <p>新玉名駅舎からの眺望</p> <p>日嶽</p>	<p>■景観形成方針</p> <p>玉名市の良さを実感できる眺望点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。 有明海の干潟、漁場(ノリ養殖等)の産業を守ります。 <p>玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント</p> <p>伝統行事・祭事・イベント</p> <p>■伝統行事・祭事・イベントの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれていま
<p>■景観形成方針</p> <p>玉名市の良さを実感できる眺望点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。 有明海の干潟、漁場(ノリ養殖等)の産業を守ります。 <p>玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント</p> <p>伝統行事・祭事・イベント</p> <p>■伝統行事・祭事・イベントの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれていま 	<p>■景観形成方針</p> <p>玉名市の良さを実感できる眺望点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。 有明海の干潟、漁場(ノリ養殖等)の産業を守ります。 <p>玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント</p> <p>伝統行事・祭事・イベント</p> <p>■伝統行事・祭事・イベントの特性</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれていま 	

7. 景観形成方針 7-2 景観形成方針の内容

す。

・伝統行事・祭事、イベントでは、神社などの固有の場で実施するものや、まちを練り歩いて実施するものがあります。そこでは、色とりどりの衣装を纏った人々、まちを練り歩く行列、はためく矢旗、多くの人でにぎわう様子など、日常のまちなみに非日常が重なる独特な景観を見せています。



練り嫁行列

(伊倉南北両八幡宮春秋大祭)



梅林天満宮流鎧馬



伊倉南北両八幡宮春秋大祭



玉名納涼花火大会



龍火くだり



繁根木八幡宮秋季大祭



玉名市神楽フェスティバル

■景観形成方針

玉名に根付く伝統を魅せ、次世代に残す

・継続的に伝統行事・祭事を執り行い、後世に継承するとともに、保存を行いま

す。

・伝統行事・祭事、イベントでは、神社などの固有の場で実施するものや、まちを練り歩いて実施するものがあります。そこでは、色とりどりの衣装を纏った人々、まちを練り歩く行列、はためく矢旗、多くの人でにぎわう様子など、日常のまちなみに非日常が重なる独特な景観を見せています。



練り嫁行列

(伊倉南北両八幡宮春秋大祭)



梅林天満宮流鎧馬



伊倉南北両八幡宮春秋大祭



玉名納涼花火大会



龍火くだり



繁根木八幡宮秋季大祭



玉名市神楽フェスティバル

■景観形成方針

玉名に根付く伝統を魅せ、次世代に残す

・継続的に伝統行事・祭事を執り行い、後世に継承するとともに、保存を行いま

7. 景観形成方針 8. 玉名市における景観形成

<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に魅力的なイベントを実施します。 ・市民の皆さんは、積極的に伝統行事・祭事・イベントに関わり、楽しめます。 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に魅力的なイベントを実施します。 ・市民の皆さんは、積極的に伝統行事・祭事・イベントに関わり、楽しめます。 	
---	--	--

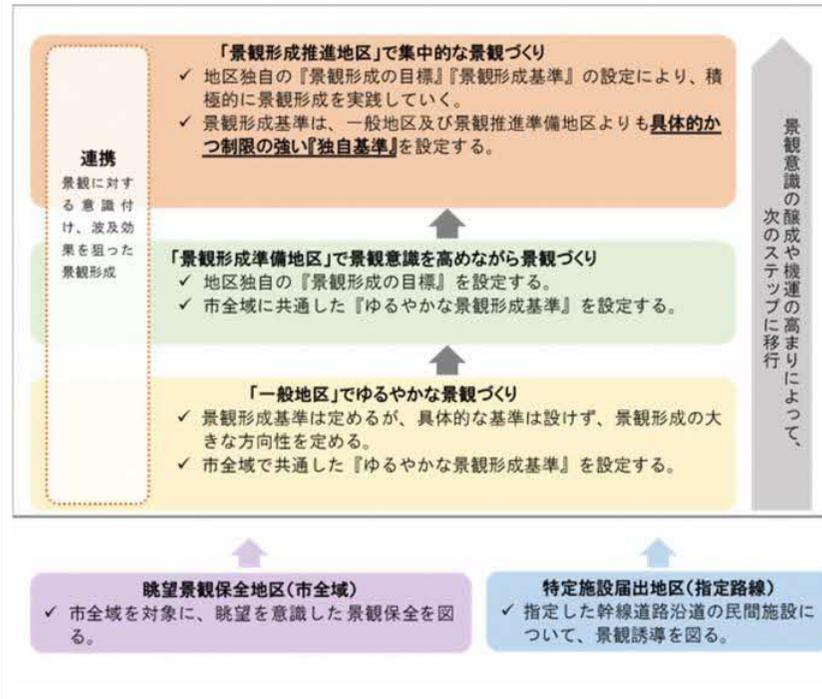
<p>8. 玉名市における景観形成</p> <p>8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区</p> <p>景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップ）、市民の関心度（注目度）に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことは効果的ではありません。</p> <p>まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげるのが重要です。</p> <p>そのため、積極的に景観誘導を行う「景観形成推進地区」の設定を検討します。</p> <p>将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、景観資源の有無や地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で景観形成推進地区と位置づけるまでに及ばない地区を「景観形成準備地区」として位置づけ、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。</p> <p>上記以外の地区は、緩やかな規制である「一般地区」とし、景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観形成準備地区や景観形成推進地区にステップアップしていく仕組みとします。</p> <p>なお、景観形成推進地区や景観形成準備地区と関わりが深い地区では、両者</p>	<p>8. 玉名市における景観形成</p> <p>8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区</p> <p>景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップ）、市民の関心度（注目度）に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことは効果的ではありません。</p> <p>まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげるのが重要です。</p> <p>そのため、積極的に景観誘導を行う「景観形成推進地区」の設定を検討します。</p> <p>将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、景観資源の有無や地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で景観形成推進地区と位置づけるまでに及ばない地区を「景観形成準備地区」として位置づけ、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。</p> <p>上記以外の地区は、緩やかな規制である「一般地区」とし、景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観形成準備地区や景観形成推進地区にステップアップしていく仕組みとします。</p> <p>なお、景観形成推進地区や景観形成準備地区と関わりが深い地区では、両者</p>	
---	---	--

8. 玉名市における景観形成 8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区

の景観形成と連携することで、景観に対する意識付けや波及効果を狙った景観形成を図る、相乗効果が期待できます。

これらに加え、本市は、周囲の山々の眺望点から雄大な景観を見ることができますが、これは、あらゆる建築行為等の結果の表れであり、常に、眺望景観を意識することが大事であることから、「眺望景観保全地区」を市全域に設定します。

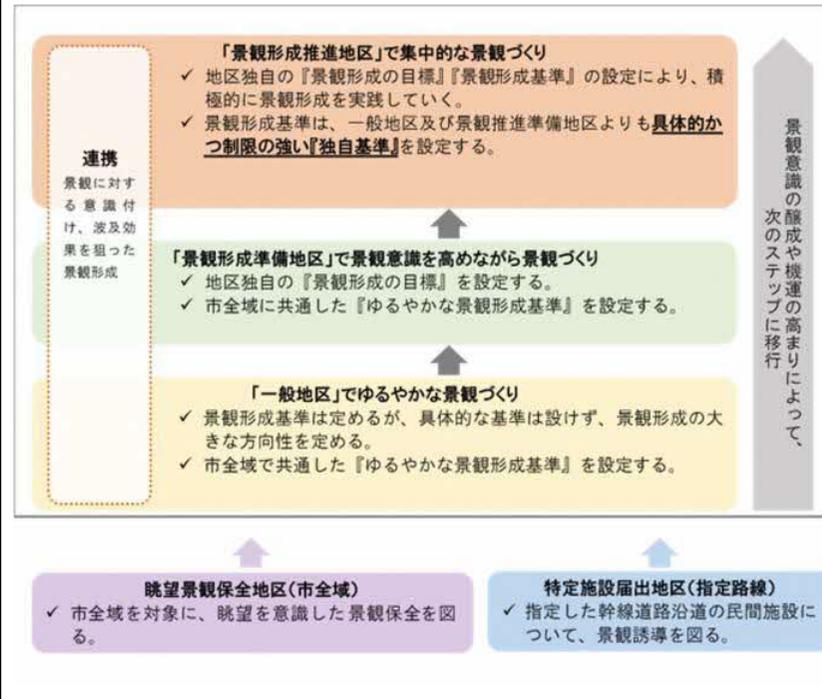
[段階的な地区区分の考え方等]



の景観形成と連携することで、景観に対する意識付けや波及効果を狙った景観形成を図る、相乗効果が期待できます。

これらに加え、本市は、周囲の山々の眺望点から雄大な景観を見ることができますが、これは、あらゆる建築行為等の結果の表れであり、常に、眺望景観を意識することが大事であることから、「眺望景観保全地区」を市全域に設定します。

[段階的な地区区分の考え方等]

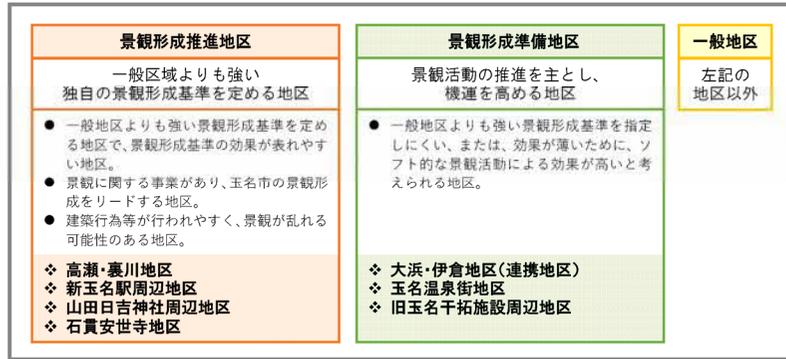


8. 玉名市における景観形成 8-2 地区区分

8-2 地区区分

前ページの地区区分の考え方に基づいて、地区区分を設定し、景観形成を進めます。

[地区区分]



眺望景観保全地区

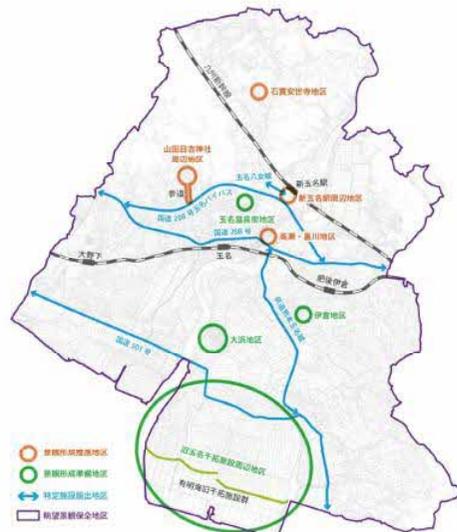
眺望景観の意識を高める地区（市全域）

- 市全域を区域に設定し、眺望の意識を高める。

特定施設届出地区

幹線道路沿道の景観誘導を図る地区

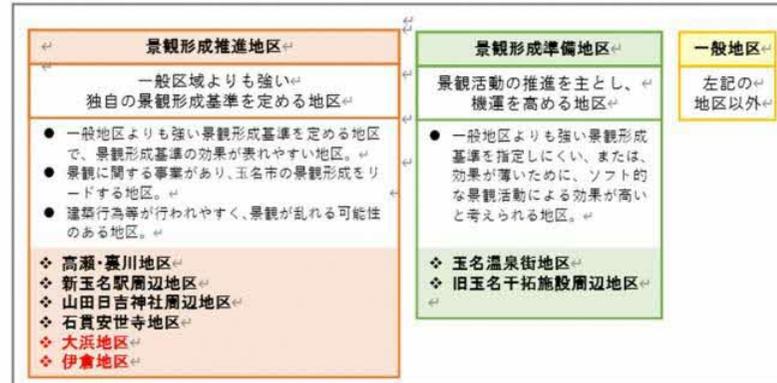
- 幹線道路沿道で良好な景観を形成する。



8-2 地区区分

前ページの地区区分の考え方に基づいて、地区区分を設定し、景観形成を進めます。

[地区区分]



眺望景観保全地区

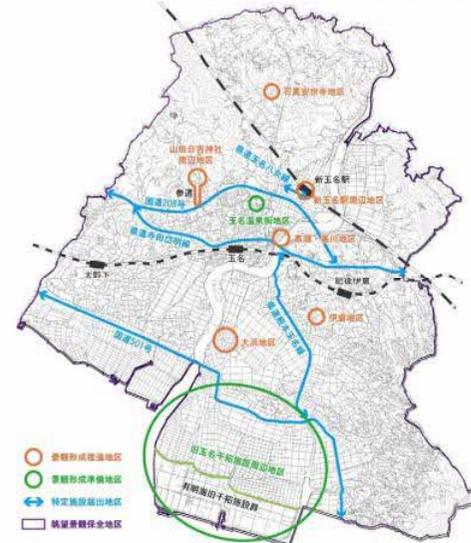
眺望景観の意識を高める地区（市全域）

- 市全域を区域に設定し、眺望の意識を高める。

特定施設届出地区

幹線道路沿道の景観誘導を図る地区

- 幹線道路沿道で良好な景観を形成する。



8. 玉名市における景観形成 8-3 地区別の景観形成

<p>8-3 地区別の景観形成</p> <p>8-3-1 一般地区</p> <p>■景観形成の目標</p> <p>景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります</p> <p>山林・集落景観ゾーン、みかん畑・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。</p>	<p>8-3 地区別の景観形成</p> <p>8-3-1 一般地区</p> <p>■景観形成の目標</p> <p>景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります</p> <p>山林・集落景観ゾーン、みかん畑・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。</p>	
--	--	--

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-1 一般地区

■届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項）

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[一般地区の届出対象行為の基準]

行為の種類 ^{*1}		規模 ^{*2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 2 m を超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{*3}	高さが 13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が 3,000 ㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の期間が 90 日を超えるものうち、行為に係る面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが 2 m を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水櫃、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

■景観形成基準(景観法第 16 条第 3 項)

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

■届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項）

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[一般地区の届出対象行為の基準]

行為の種類 ^{*1}		規模 ^{*2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 2 m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）13m 超又はパネル面積 1,000 ㎡超
		その他工作物 ^{*3}	高さが 13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 5 m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が 3,000 ㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の期間が 90 日を超えるものうち、行為に係る面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さが 2 m を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水櫃、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

■景観形成基準(景観法第 16 条第 3 項)

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8・3・1 一般地区

<p>届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。</p> <p>景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。</p> <p>[一般地区の景観形成基準]</p>	<p>届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。</p> <p>景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。</p> <p>[一般地区の景観形成基準]</p>	
---	---	--

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-1 一般地区

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
工作物の建設等	柵・塀	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
	緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
	橋りょう	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
緑化			●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	
緑化		●稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。		

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
工作物の建設等	柵・塀	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
	緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
	橋りょう	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
	太陽光発電設備	位置	●眺望点から望みできないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。	
			●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。				
外観		意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。	
	緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 ●稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。		

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-2 景観形成準備地区

■景観形成の目標

行為	事項	基準	
その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。	
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。	

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-2 景観形成準備地区

■景観形成の目標

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

大浜・伊倉地区

大浜地区と伊倉地区の景観資源を掘り起こし、住民の景観に対する意識を高めます

大浜地区と伊倉地区の歴史・文化を表出するため、景観資源を掘り起こすとともに、景観まちづくり活動や魅力の発信を進め、景観形成に向けた住民の意識醸成を図ります。

また、菊池川を通じて、歴史的に関係が深い「高瀬・裏川地区」と連携した景観形成により、より魅力ある景観をつくります。

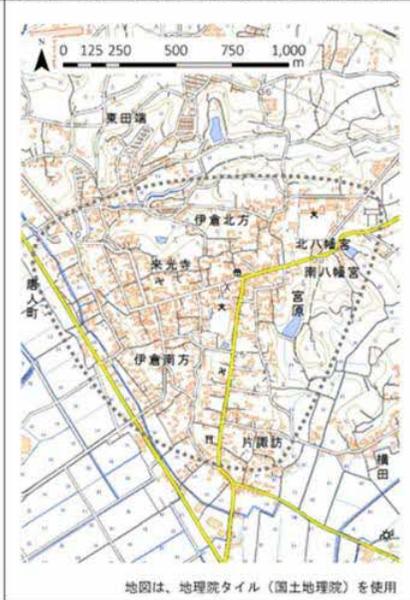
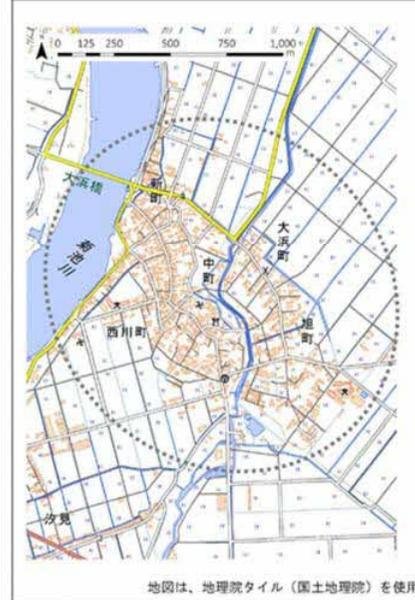


<高瀬・裏川地区との連携>

大浜地区と伊倉地区は、菊池川を通じて、「高瀬・裏川地区」と密接な関係があります。「高瀬・裏川地区」の景観形成の考え方や動向を踏まえて、連携しながら、大浜・伊倉地区の景観形成を進めます。

区域の範囲

大浜地区	伊倉地区
菊池川と有明海を結ぶ水運・海運の拠点としての名残りである廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を中心とした一帯	中世の港町として栄えたまちなみを残す市道伊倉中北宮原線を中心とした一帯
玉名市大浜町（上町区・中町区・新町区・瀬戸町区・下町区・天神町区・西川町区・旭町区）	玉名市伊倉北方（西田端区・唐人町区・新町区・本村区・下中町区・船津区・堀川町区・区・宮原村・宮原町・東田端区・南方区・中町区・上町区・片諏訪区）



(景観形成推進地区へ変更)

玉名温泉街地区

**玉名温泉の歴史が表れた、
情緒あるしつらえを整えます**

1300余年の歴史を持つ玉名温泉の雰囲気をつくるため、景観阻害要因を排除しつつ、現在の景観形成の取組を活発化して、情緒あるしつらえを整えます。

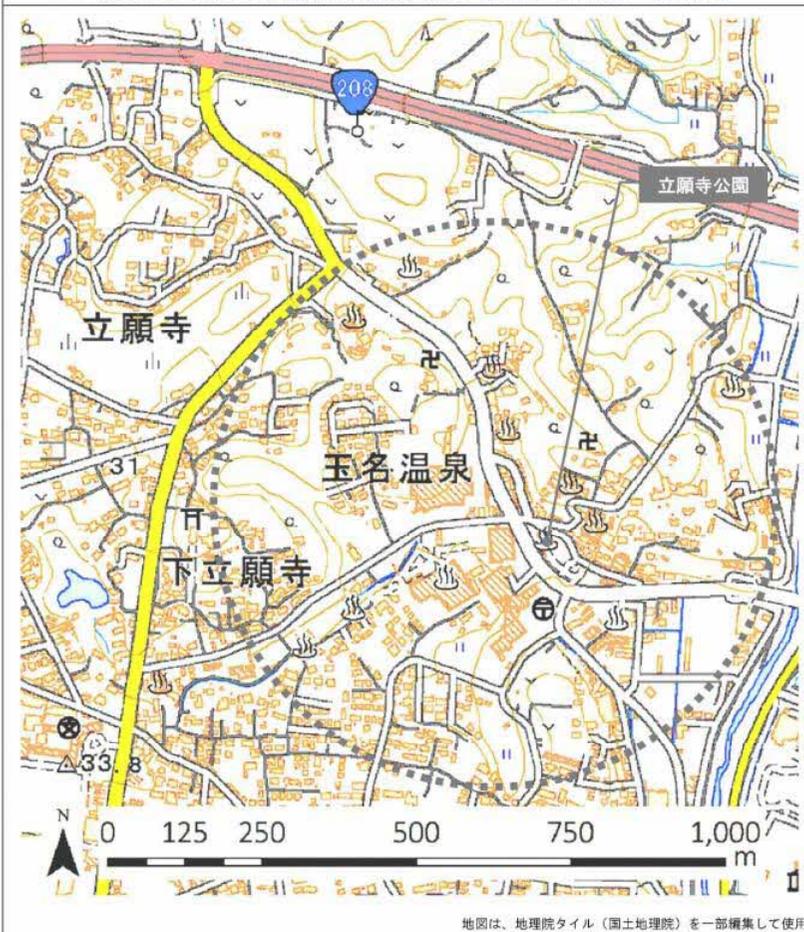


玉名温泉街 しらすぎの足湯

区域の範囲

立願寺公園を中心とした温泉施設が集積した地区

立願寺公園を中心とした温泉施設等が集積する地区（温泉区・下立願寺区・北岩崎区）



地図は、地理院タイル（国土地理院）を一部編集して使用

玉名温泉街地区

**玉名温泉の歴史が表れた、
情緒あるしつらえを整えます**

1300余年の歴史を持つ玉名温泉の雰囲気をつくるため、景観阻害要因を排除しつつ、現在の景観形成の取組を活発化して、情緒あるしつらえを整えます。



玉名温泉街 しらすぎの足湯

区域の範囲

立願寺公園を中心とした温泉施設が集積した地区

立願寺公園を中心とした温泉施設等が集積する地区（温泉区・下立願寺区・北岩崎区）



地図は、地理院タイル（国土地理院）を一部編集して使用

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

旧玉名干拓施設周辺地区（横島地区・大浜地区の一部）

干拓の歴史を受け継ぎ、干拓施設と田園景観が一体となった景観を守ります

干拓地の歴史を後世に残すため、全国でも希有である重要文化財「旧玉名干拓施設」の保全を進め、景観阻害要因を排除しつつ、周囲の田園と一体で景観を守ります。



末広開樋門

干拓施設（堤防）

区域の範囲

旧玉名干拓施設群と周辺の干拓地が一体となった地区

玉名市横島町全域～大浜町（烏帽子・沖烏帽子・末広・大栄）



末広開樋門

旧玉名干拓施設（堤防）

地図は、地理院タイル（国土地理院）を使用

旧玉名干拓施設周辺地区（横島地区・大浜地区の一部）

干拓の歴史を受け継ぎ、干拓施設と田園景観が一体となった景観を守ります

干拓地の歴史を後世に残すため、全国でも希有である重要文化財「旧玉名干拓施設」の保全を進め、景観阻害要因を排除しつつ、周囲の田園と一体で景観を守ります。



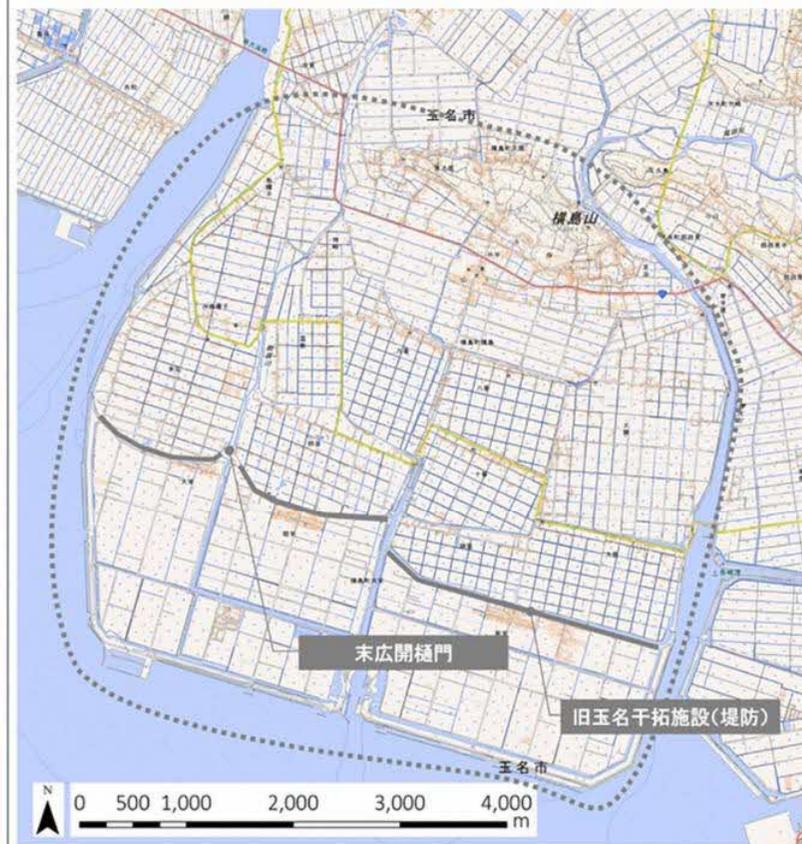
末広開樋門

干拓施設（堤防）

区域の範囲

旧玉名干拓施設群と周辺の干拓地が一体となった地区

玉名市横島町全域～大浜町（烏帽子・沖烏帽子・末広・大栄）



末広開樋門

旧玉名干拓施設（堤防）

地図は、地理院タイル（国土地理院）を使用

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

■届出対象行為（景観法第16条第1項）

景観形成準備地区における届出対象行為を以下のように定めます。

【景観形成準備地区の届出対象行為の基準】

行為の種類 ^{*1}		規模 ^{*2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが2mを超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{*3}	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500㎡を超えるもの又は高さが2mを超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号

■届出対象行為（景観法第16条第1項）

景観形成準備地区における届出対象行為を以下のように定めます。

【景観形成準備地区の届出対象行為の基準】

行為の種類 ^{*1}		規模 ^{*2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが2mを超え、かつ長さが30mを超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）13m 超又はパネル面積1,000㎡超
		その他工作物 ^{*3}	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500㎡を超えるもの又は高さが2mを超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

<p>までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又</p> <p>は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p> <p>■景観形成基準(景観法第 16 条第 3 項)</p> <p>景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。</p> <p>届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。</p> <p>景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。</p>	<p>までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又</p> <p>は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p> <p>■景観形成基準(景観法第 16 条第 3 項)</p> <p>景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。</p> <p>届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。</p> <p>景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。</p>	
---	---	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-2 景観形成準備地区

【景観形成準備地区の景観形成基準】				【景観形成準備地区の景観形成基準】				
行為	事項		基準	行為	事項		基準	
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	
工作物の建設等	柵・塀	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	柵・塀	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。		
		外観	意匠		●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
			色彩		●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料		●周辺景観と調和するような材料を使用する。		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
	緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
	橋りょう	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。	橋りょう	外観	意匠	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	太陽光発電設備	位置		●眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。 ●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すよう努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。		外観	意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。			緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-3 景観形成推進地区

高瀬・裏川地区

①景観形成の目標

菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、景観資源が磨かれた、居心地のよいまちなみをつくる。

行為	事項	基準	
その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。	
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。	

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-3 景観形成推進地区

高瀬・裏川地区

①景観形成の目標

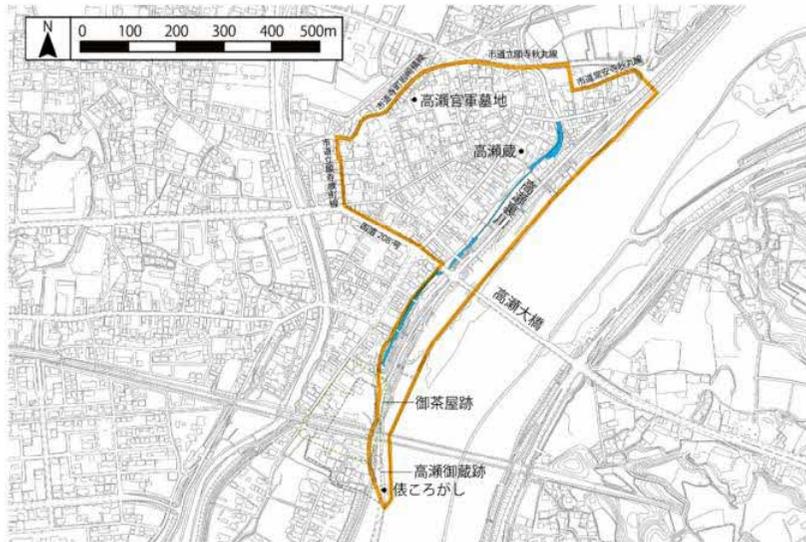
菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、景観資源が磨かれた、居心地のよいまちなみをつくる。

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

- 古い寺院や江戸期から昭和初期の町家造り建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、花しょうぶと相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

②対象地区



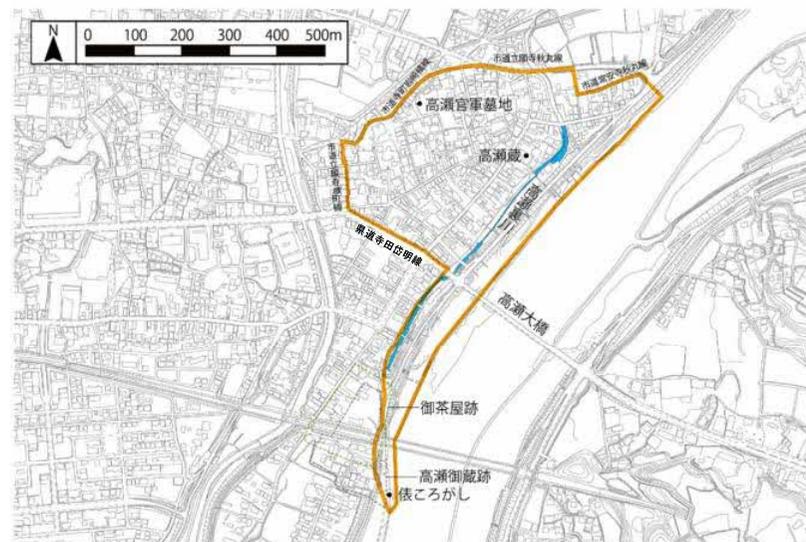
【区域】
高瀬地区景観形成住民協定区域、裏川水際緑地、高瀬船着場跡指定区域、俵ころがし水際緑地及びこれらの区域に接する菊池川河川区域（右岸）を範囲とします。

【範囲】

国道 208 号以北	国道 208 号、市道立願寺横町線、市道寺町岩崎橋線、市道立願寺橋秋丸線、市道立願寺秋丸線、市道常安寺秋丸線、秋丸交差点を北限とする菊池川右岸河川区域
国道 208 号以南	玉名市高瀬字本町 261-2 地先から玉名市永徳寺字出口 414-32 地先にかけての裏川水際緑地、俵ころがし水際緑地、（玉名市指定文化財）高瀬船着場跡及び菊池川河川区域（右岸）を含む範囲

- 古い寺院や江戸期から昭和初期の町家造り建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、花しょうぶと相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

②対象地区



【区域】
高瀬地区景観形成住民協定区域、裏川水際緑地、高瀬船着場跡指定区域、俵ころがし水際緑地及びこれらの区域に接する菊池川河川区域（右岸）を範囲とします。

【範囲】

国道 208 号以北	国道 208 号、市道立願寺横町線、市道寺町岩崎橋線、市道立願寺橋秋丸線、市道立願寺秋丸線、市道常安寺秋丸線、秋丸交差点を北限とする菊池川右岸河川区域
国道 208 号以南	玉名市高瀬字本町 261-2 地先から玉名市永徳寺字出口 414-32 地先にかけての裏川水際緑地、俵ころがし水際緑地、（玉名市指定文化財）高瀬船着場跡及び菊池川河川区域（右岸）を含む範囲

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

③主な景観



④届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

③主な景観



④届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
		規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

<p>※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。</p> <p>※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	<p>※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。</p> <p>※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	
--	--	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

⑤景観形成基準			⑤景観形成基準						
行為	事項	基準	行為	事項	基準				
建築物の建築等	位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	建築物の建築等	位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。				
	外観	意匠		●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。		
		色彩		共通		●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	色彩	共通	●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。
				外壁（基調色）		●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0 R(赤)～10Y(黄))の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0 R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色		外壁（基調色）	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0 R(赤)～10Y(黄))の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0 R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
				外壁（補助色）		●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色		外壁（補助色）	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
				外壁（強調色）		●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色		外壁（強調色）	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
				屋根		●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。		屋根	●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。
		材料		●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。				
	工作物の建設等	柵・塀		位置	●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	柵・塀	位置	●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
外観			意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	外観		意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。					

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為		事項		基準
工作物の建設等	橋りょう	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●高瀬裏川の歴史や特徴を生かすよう配慮する。 ●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●自然素材（石）を生かす。 ●塗料（防錆処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。
	その他工作物	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
			意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採				<ul style="list-style-type: none"> ●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や柵などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
自動販売機				<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

行為		事項		基準		
工作物の建設等	橋りょう	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●高瀬裏川の歴史や特徴を生かすよう配慮する。 ●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。 ●自然素材（石）を生かす。 ●塗料（防錆処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。 		
			色彩			
	太陽光発電設備	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 		
			外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 	
					敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
			その他工作物	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
					意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 				
	土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 	
		法面又は擁壁の外観及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。 	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。 		

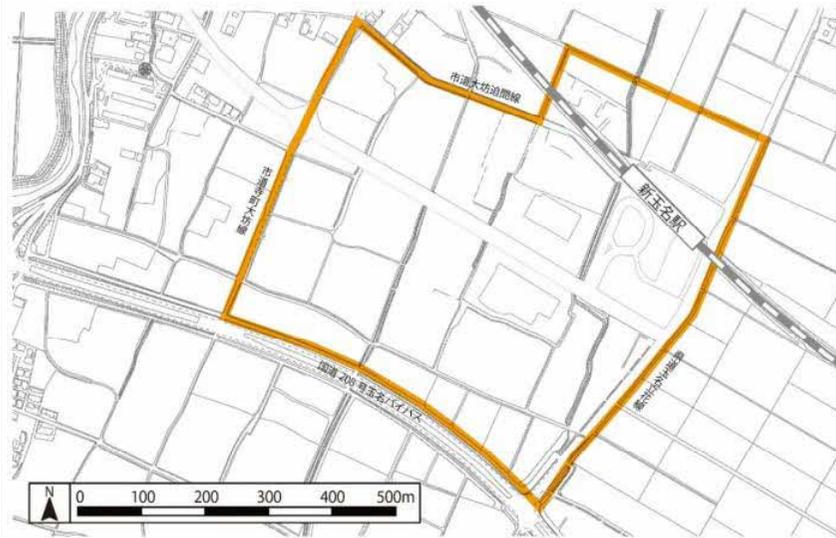
玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

	行為	事項	基準
		法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
		木竹の伐採	●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
		自動販売機	●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

<p>新玉名駅周辺地区</p> <p>①景観形成の目標</p> <p>県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。</p> <p>○建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつけられている。</p> <p>○駅周辺の古代の水田区画（条里制）を残す美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。</p> <p>②対象地区</p>	<p>新玉名駅周辺地区</p> <p>①景観形成の目標</p> <p>県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。</p> <p>○建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつけられている。</p> <p>○駅周辺の古代の水田区画（条里制）を残す美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。</p> <p>②対象地区</p>
---	---

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区



【区域】

新玉名駅周辺構想区域（35.6ha）とします。

【範囲】

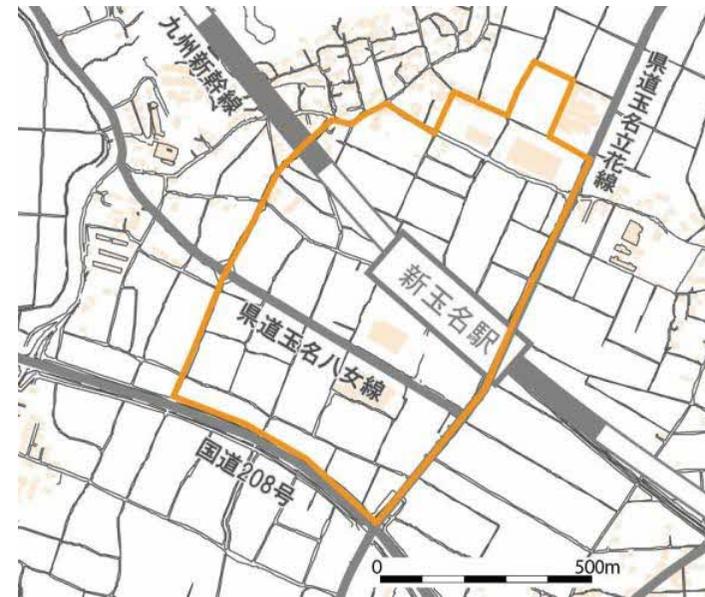
次の路線に囲まれた範囲

市道寺町大坊線、国道208号玉名バイパス、県道玉名立花線、玉名市玉名字御零1148地先から玉名市玉名字田楽1407地先にかけての里道及び玉名市玉名字田楽1417-1地先から市道大坊迫間線までの里道、市道大坊迫間線

③主な景観



④届出対象行為



【区域】

新玉名駅周辺等整備基本計画区域（約60ha）とします。

【範囲】

次の路線、敷地に囲まれた範囲

東西は県道玉名立花線と市道寺町大坊線、南北は国道208号と地方独立行政法人くまもと県北病院機構の敷地

③主な景観



④届出対象行為

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形成の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形成の変更	その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
		規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

<p>金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	<p>属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	
--	---	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

⑤景観形成基準			⑤景観形成基準			
建築物の建築等	外観	位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。			
		色彩	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。		
			共通	●田園景観との調和に配慮するよう努める。		
			外壁(基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度2以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色		
			外壁(補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色		
			外壁(強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色		
		屋根	●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。			
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。				
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。			
	工作物の建設等	柵・塀	位置	●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。		
外観			意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、開放的な意匠に努める。		
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。		
材料			●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料(または防腐処置)とする。			

【資料3参照】

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為		事項		基準
		緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。
工作物の建設等	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化		●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化		●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化		●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。	
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を請ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		
山田日吉神社周辺地区				
①景観形成の目標				
杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。				
山田日吉神社周辺地区				
①景観形成の目標				
杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。				

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落には、白山十二坊の坊跡の区画が残されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道において、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

②対象地区



【区域】

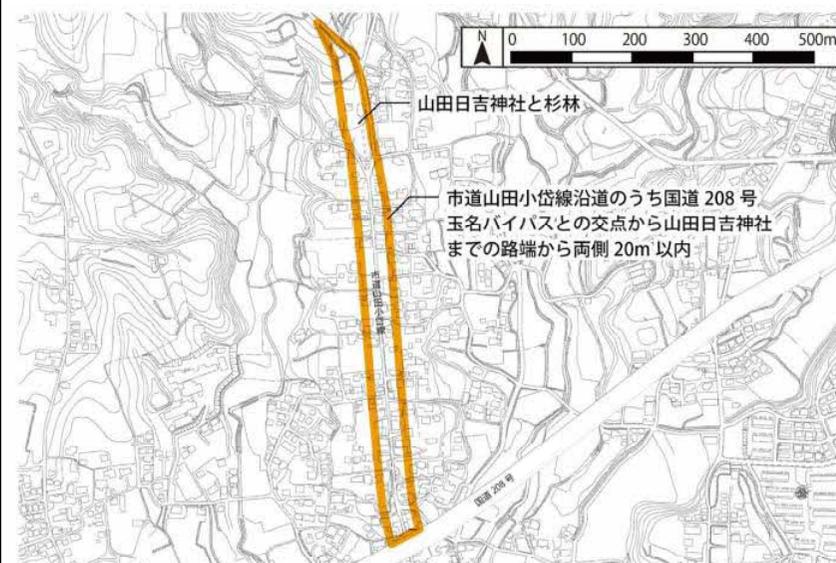
山田日吉神社と神社へ向かう参道の一部を範囲とします。

【範囲】

- ・ 玉名市山田日吉神社（玉名市山田上馬場 1-1）
- ・ 市道山田小岱線沿道のうち国道 208 号玉名バイパスとの交点から山田日吉神社までの路端から両側 20m 以内

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落には、白山十二坊の坊跡の区画が残されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道において、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

②対象地区



【区域】

山田日吉神社と神社へ向かう参道の一部を範囲とします。

【範囲】

- ・ 玉名市山田日吉神社（玉名市山田上馬場 1-1）
- ・ 市道山田小岱線沿道のうち国道 208 号玉名バイパスとの交点から山田日吉神社までの路端から両側 20m 以内

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

③主な景観



④届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

③主な景観



④届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8・3・3 景観形成推進地区

<p>※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。</p> <p>※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又</p> <p>は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	<p>※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。</p> <p>※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。</p> <p>例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又</p> <p>は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	
--	--	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

⑤景観形成基準			⑤景観形成基準					
行為	事項	基準	行為	事項	基準			
建築物の建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	建築物の建築等	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。			
		意匠			●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
	色彩			共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。		共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。
				外壁(基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色		外壁(基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
				外壁(補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色		外壁(補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
				外壁(強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色		外壁(強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
	屋根	●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。		屋根	●暖色系色相(OR(赤)~10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(OR(赤)~10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。			
	材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。			
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。			
	工作物の建設等	柵・塀		位置	●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	柵・塀	位置	●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。
意匠			●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。			
			色彩		●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。		色彩	●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。
材料			●極力、生け垣とする。	材料	●極力、生け垣とする。			
緑化		●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。	緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。				

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為		事項	基準	
工作物の建設等	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

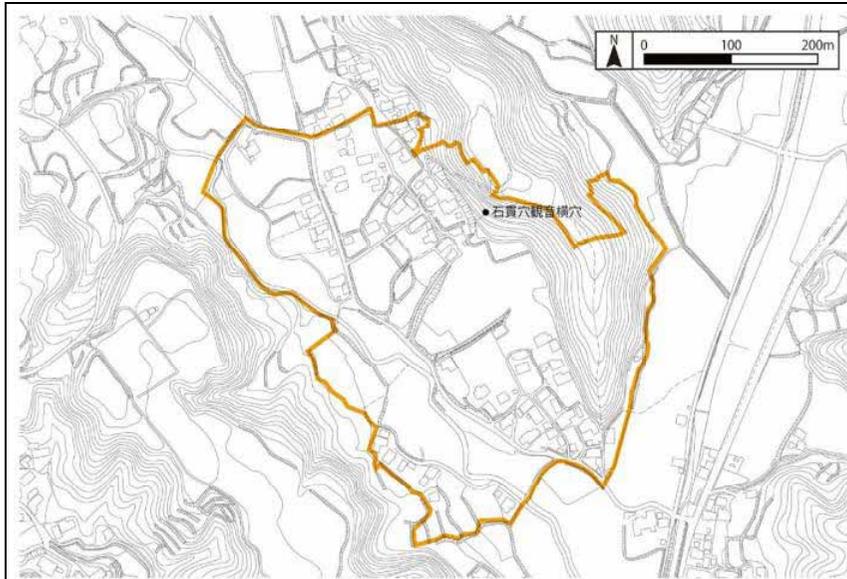
行為		事項	基準	
工作物の建設等	太陽光発電設備	位置	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。	
			●設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
			●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	
外観	意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。		
		●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。		
敷地の緑化		●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。		
工作物の建設等	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

<p>石貫安世寺地区</p> <p>①景観形成の目標</p> <p>石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。</p> <p>○石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。</p> <p>○瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。</p> <p>○高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。</p> <p>②対象地区</p>	<p>石貫安世寺地区</p> <p>①景観形成の目標</p> <p>石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。</p> <p>○石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。</p> <p>○瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。</p> <p>○高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。</p> <p>②対象地区</p>	
---	---	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区



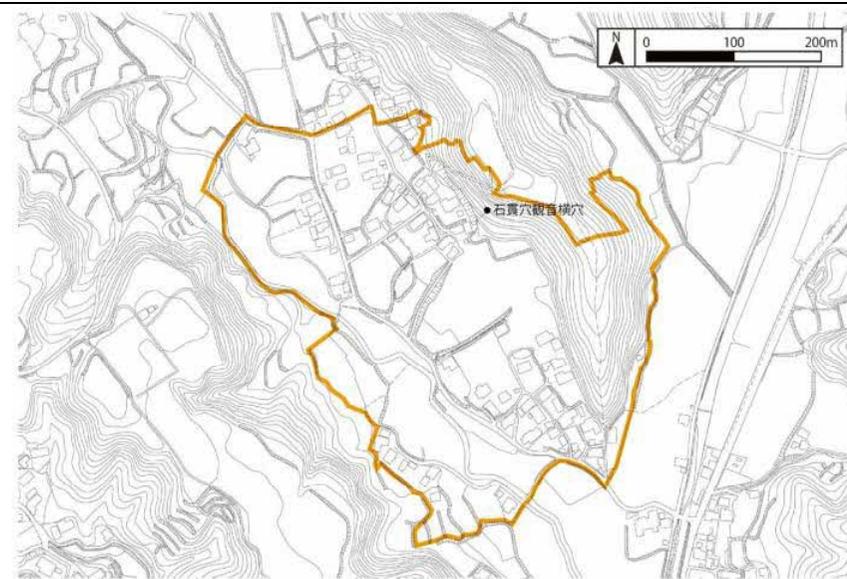
■区域
市道虎取橋福山線を中心とし、国指定文化財（石貫穴観音横穴及び石貫ナギノ横穴群）の指定範囲を含む、石貫穴観音横穴から一望できる集落を範囲とします。

- 範囲
- ・玉名市石貫字鳥井川の一部、字宮ノ下の一部並びに字後田の一部で国指定文化財 石貫ナギノ横穴群の指定範囲一帯
 - ・玉名市石貫字柳野原の全部
 - ・玉名市石貫字安世寺の全部（国指定文化財：石貫穴観音横穴指定区域を含む）
 - ・玉名市石貫字大平寺の一部で石貫字大平寺 2239 地先里道と山林に囲まれた範囲
 - ・玉名市石貫字前ノ畑の全部
 - ・玉名市石貫字大門口の全部（鮎返川を含む）
 - ・玉名市石貫字羽山 2593 地先里道から字猿渡 2673 地先里道までの範囲で、山林と鮎返川及び市道虎取橋福山線に囲まれた範囲

③主な景観



④届出対象行為



■区域
市道虎取橋福山線を中心とし、国指定文化財（石貫穴観音横穴及び石貫ナギノ横穴群）の指定範囲を含む、石貫穴観音横穴から一望できる集落を範囲とします。

- 範囲
- ・玉名市石貫字鳥井川の一部、字宮ノ下の一部並びに字後田の一部で国指定文化財 石貫ナギノ横穴群の指定範囲一帯
 - ・玉名市石貫字柳野原の全部
 - ・玉名市石貫字安世寺の全部（国指定文化財：石貫穴観音横穴指定区域を含む）
 - ・玉名市石貫字大平寺の一部で石貫字大平寺 2239 地先里道と山林に囲まれた範囲
 - ・玉名市石貫字前ノ畑の全部
 - ・玉名市石貫字大門口の全部（鮎返川を含む）
 - ・玉名市石貫字羽山 2593 地先里道から字猿渡 2673 地先里道までの範囲で、山林と鮎返川及び市道虎取橋福山線に囲まれた範囲

③主な景観



④届出対象行為

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。
工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

- ※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。
工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。
- ※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウオーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

⑤景観形成基準			⑤景観形成基準			
行為	事項		基準			
建築物の建築等	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 			
		色彩	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 		
			外壁（基調色）	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄))の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 		
			外壁（補助色）	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 		
			外壁（強調色）	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 		
			屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 		
			材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 		
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 				
	工作物の建設等	柵・塀	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。 		
			外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 	
色彩				<ul style="list-style-type: none"> ●木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。 		
材料				<ul style="list-style-type: none"> ●極力、生け垣とする。 		
緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。 			

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

行為		事項	基準	
工作物の建設等	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

行為		事項	基準	
工作物の建設等	太陽光発電設備	位置	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。	
			●設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
			●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。	
			●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	
外観	意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。		
		●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。		
敷地の緑化		●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。		
工作物の建設等	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

8. 玉名市における景観形成 8-3-3 景観形成推進地区

<div data-bbox="152 587 719 647" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 参考_現行計画における景観形成準備地区の対象地区 </div> <div data-bbox="165 651 524 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 5px;">大浜地区</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 菊池川と有明海を結ぶ水運・海運の拠点としての名残りである廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を中心とした一帯 玉名市大浜町（上町区・中町区・新町区・瀬戸町区・下町区・天神町区・西川町区・旭町区） </td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="533 751 987 1433" style="text-align: center;"> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">地図は、地理院タイル（国土地理院）を使</p> </div>	大浜地区	菊池川と有明海を結ぶ水運・海運の拠点としての名残りである廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を中心とした一帯 玉名市大浜町（上町区・中町区・新町区・瀬戸町区・下町区・天神町区・西川町区・旭町区）	<div data-bbox="1025 204 1122 233" style="color: red;"> 大浜地区 </div> <div data-bbox="1025 252 1218 280" style="color: red;"> ①景観形成の目標 </div> <div data-bbox="1025 300 1872 376" style="color: red;"> 菊池川と共に発展してきた港町の景観として、修景やしつらえを整え、風情を感じるまちなみをつくる。 </div> <div data-bbox="1025 395 1872 520" style="color: red;"> ○なまこ壁や漆喰が使われた、港町の名残をとどめる建物が現存している。 ○建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気醸し出されている。 </div> <div data-bbox="1025 587 1144 616" style="color: red;"> ②対象地区 </div> <div data-bbox="1025 635 1872 759" style="color: red;"> 市道大浜橋外平線を中心に、県道大浜小天線との交点から市道伊倉大浜線との交点までの区間とし、市道大浜橋外平線の道路境界から両側20mを範囲とする。敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなす。 </div> <div data-bbox="1084 772 1823 1442" style="text-align: center;"> </div>
大浜地区			
菊池川と有明海を結ぶ水運・海運の拠点としての名残りである廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を中心とした一帯 玉名市大浜町（上町区・中町区・新町区・瀬戸町区・下町区・天神町区・西川町区・旭町区）			

③主な景観



④届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※他の景観形成推進地区と同等

⑤景観形成基準

【資料3参照】

参考_現行計画における景観形成準備地区の対象地区

伊倉地区
中世の港町として栄えたまちなみを残す市道伊倉中北宮原線を中心とした一帯
玉名市伊倉北方（西田端区・唐人町区・新区・本村区・下中町区・船津区・堀川町区・区・宮原村・宮原町・東田端区・南方区・中町区・上町区・片諏訪区）



伊倉地区

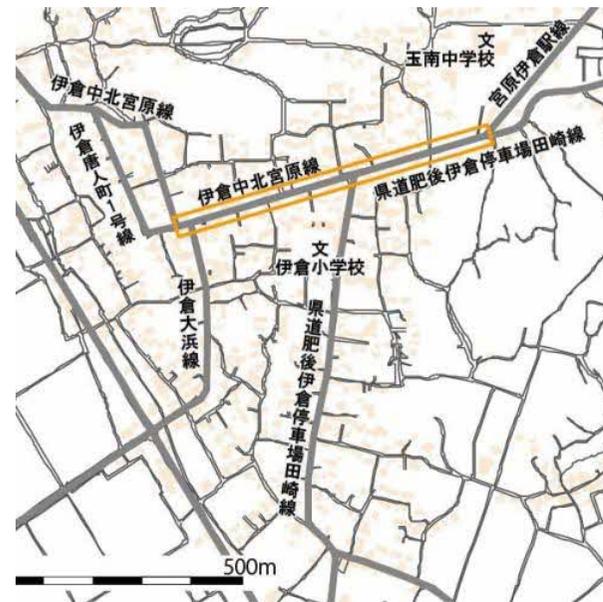
① 景観形成の目標

中世に貿易拠点として発展してきた街並み景観として、修景やしつらえを整え、風情を感じるまちなみをつくる。

- 伊倉八幡宮を中心に瓦屋根が使われた伝統的な建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。

②対象地区

市道伊倉中北宮原線および県道肥後伊倉停車場田崎線を中心に、市道伊倉中北宮原線と伊倉唐人町1号線との交点から県道肥後伊倉停車場田崎線と市道宮原伊倉駅線との交点までの区間とし、市道伊倉中北宮原線および県道肥後伊倉停車場田崎線の道路境界から両側 20mを範囲とする。敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなす。



	<p>② 主な景観</p>  <p>③ 届出対象行為</p> <table border="1" data-bbox="1032 536 1865 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2">行為の種類^{※1}</th> <th colspan="2">規模^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の建築等</td> <td>新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工作物の建設等</td> <td rowspan="3">新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更</td> <td>柵・塀</td> <td>高さが1.5mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電設備</td> <td>見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超</td> </tr> <tr> <td>その他工作物^{※3}</td> <td>高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く</td> </tr> <tr> <td>土地の区画形質の変更</td> <td>土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鉱物の掘採又は土石の採取</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木竹の伐採</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自動販売機（屋外）の設置</td> <td colspan="2">規模にかかわらず全て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広告物の設置及び外観の変更</td> <td colspan="2">表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 景観形成基準</p>	行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}		建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て		工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの	太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超	その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て		鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て		木竹の伐採		規模にかかわらず全て		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て		自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て		広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの		<p>※他の景観形成推進地区と同等</p>
行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}																																								
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て																																								
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの																																							
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超又はパネル面積10㎡超																																							
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く																																							
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て																																								
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て																																								
木竹の伐採		規模にかかわらず全て																																								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て																																								
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て																																								
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの																																								

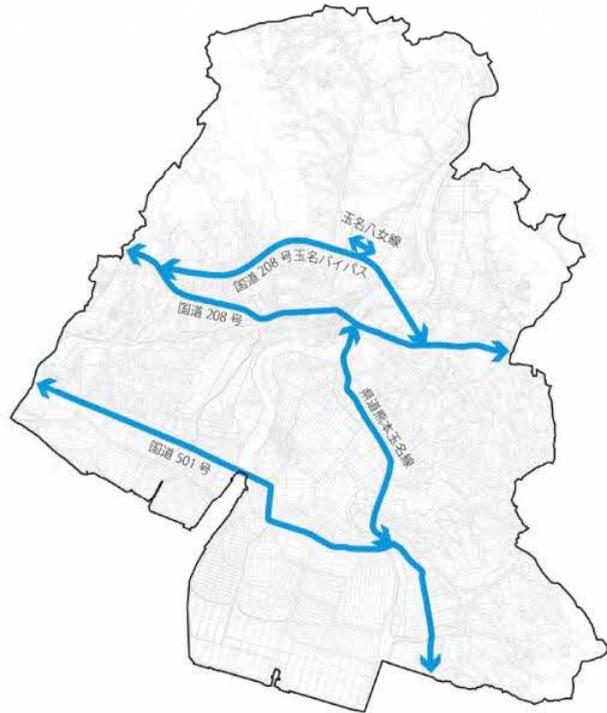
8. 玉名市における景観形成 8-3-4 特定施設届出地区

<p>8-3-4 特定施設届出地区</p> <p>特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。</p> <p>■指定路線（景観形成推進地区は除く）</p> <p>玉名市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側 20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。</p> <p>【特定施設届出地区の位置】</p>	<p>【資料3参照】</p> <p>8-3-4 特定施設届出地区</p> <p>特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。</p> <p>■指定路線（景観形成推進地区は除く）</p> <p>玉名市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側 20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。</p> <p>【特定施設届出地区の位置】</p>	
---	---	--

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-4 特定施設届出地区

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	本市と玉東町との境界	本市と荒尾市との境界	路端から 両側 20m 以内
国道208号玉名バイパス	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)	
国道501号	本市と長洲町との境界	本市と熊本市との境界	
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晩次郎)	県道玉名立花線との交点	

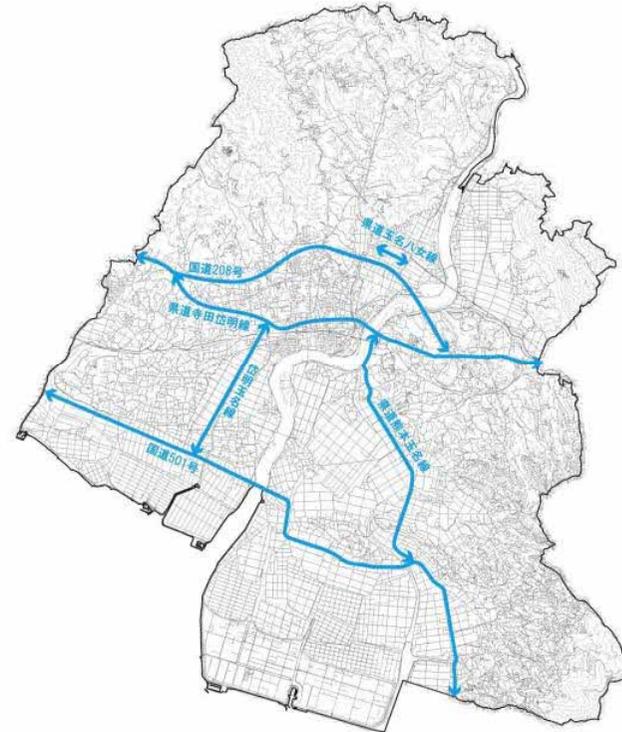


■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

【届出対象となる特定施設一覧】

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	本市と玉東町との境界	本市と荒尾市との境界	路端から 両側 20m 以内
国道208号玉名バイパス	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)	
国道501号	本市と長洲町との境界	本市と熊本市との境界	
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晩次郎)	県道玉名立花線との交点	
都市計画道路岱明玉名線	国道501号との交点	県道寺田岱明線(旧国道208号)との交点	



■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

【届出対象となる特定施設一覧】

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-4 特定施設届出地区

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
広告塔、広告板	看板等
その他	カラオケボックス、屋上広告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
事務所	事務所、不動産業、買取専門業等
広告塔、広告板	看板等
太陽光発電設備	太陽光発電設備
その他	カラオケボックス、屋上広告

【特定施設届出地区の届出対象行為の基準】

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが1.5mを超えるもの
		工作物1	高さが5mを超えるもの（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）
		工作物2	高さが5mを超え、かつ築造面積が10㎡を超えるもの
		広告塔及び広告板	表示面積が1㎡を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

【特定施設届出地区の届出対象行為の基準】

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m超かつパネル面積100㎡超
		工作物1	高さが5mを超えるもの（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）
		工作物2	高さが5mを超え、かつ築造面積が10㎡を超えるもの
		広告塔及び広告板	表示面積が1㎡を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

玉名市景観計画 新旧対照表

8. 玉名市における景観形成 8-3-4 特定施設届出地区

<p>【工作物 1、工作物 2 について】</p> <p>工作物 1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物</p> <p>工作物 2：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	<p>【工作物 1、工作物 2 について】</p> <p>工作物 1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物</p> <p>工作物 2：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板</p>	
---	---	--

8. 玉名市における景観形成 8-3-4 特定施設届出地区

■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）		■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）	
行為	基準	行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 	特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 太陽光発電設備については、敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ・ 太陽光発電設備については、設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ・ 太陽光発電設備については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ・ 太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使用を避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 	特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使用を避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・ 太陽光発電設備については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・ 太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。

8. 玉名市における景観形成 8-3-5 眺望景観保全地区

行為	基準
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・ 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

8-3-5 眺望景観保全地区

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活（日々の生活からにじみ出る様相）、建築行為等※、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等や屋外広告物そのものやその周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。

具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

※建築行為等：一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区、特定施設届出地区における景観形成基準に定める行為及び屋外広告物の設置

行為	基準
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・ 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 ・ 太陽光発電設備については、敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

8-3-5 眺望景観保全地区

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活（日々の生活からにじみ出る様相）、建築行為等※、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等や屋外広告物そのものやその周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。

具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

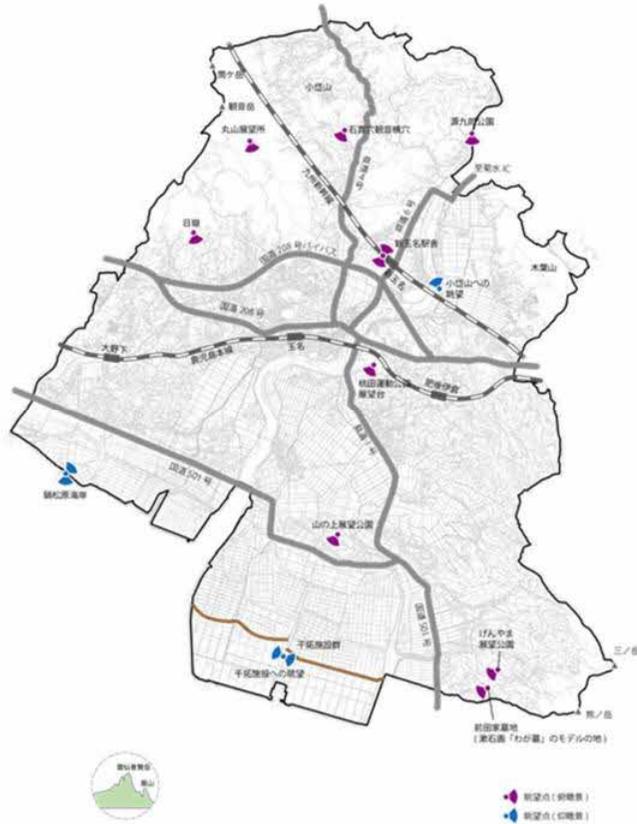
※建築行為等：一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区、特定施設届出地区における景観形成基準に定める行為及び屋外広告物の設置

■景観形成の考え方

眺望点からの見え方を意識した、建築行為等を行います

建築行為等（屋外広告物の設置も含む）を行う際には、周辺景観に配慮するとともに、眺望景観を意識した外観（位置、意匠、色彩、材料など）とします。

【代表眺望点（参考）】

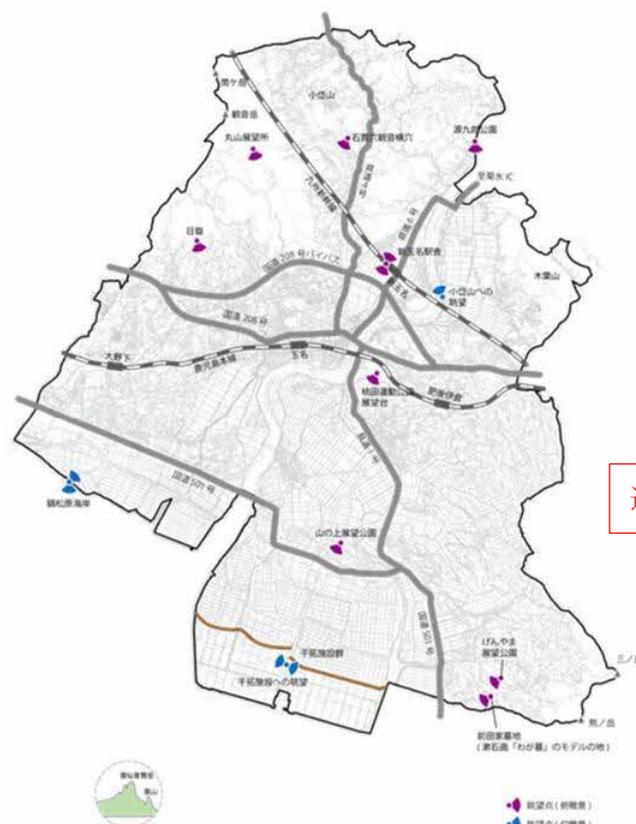


■景観形成の考え方

眺望点からの見え方を意識した、建築行為等を行います

建築行為等（屋外広告物の設置も含む）を行う際には、周辺景観に配慮するとともに、眺望景観を意識した外観（位置、意匠、色彩、材料など）とします。

【代表眺望点（参考）】



道路名称等は修正予定

8. 玉名市における景観形成 8-3-5 眺望景観保全地区

[景観形成上、特に大事にしたい眺望点]		[景観形成上、特に大事にしたい眺望点]	
<p>実山展望公園からの眺望</p> 	<p>前田家墓地からの眺望</p> 	<p>実山展望公園からの眺望</p> 	<p>前田家墓地からの眺望</p> 
<p>干拓施設への眺望</p> 	<p>桃田運動公園からの眺望</p> 	<p>干拓施設への眺望</p> 	<p>桃田運動公園からの眺望</p> 
<p>石貫穴観音横穴からの眺望</p> 	<p>日獄からの眺望</p> 	<p>石貫穴観音横穴からの眺望</p> 	<p>日獄からの眺望</p> 